

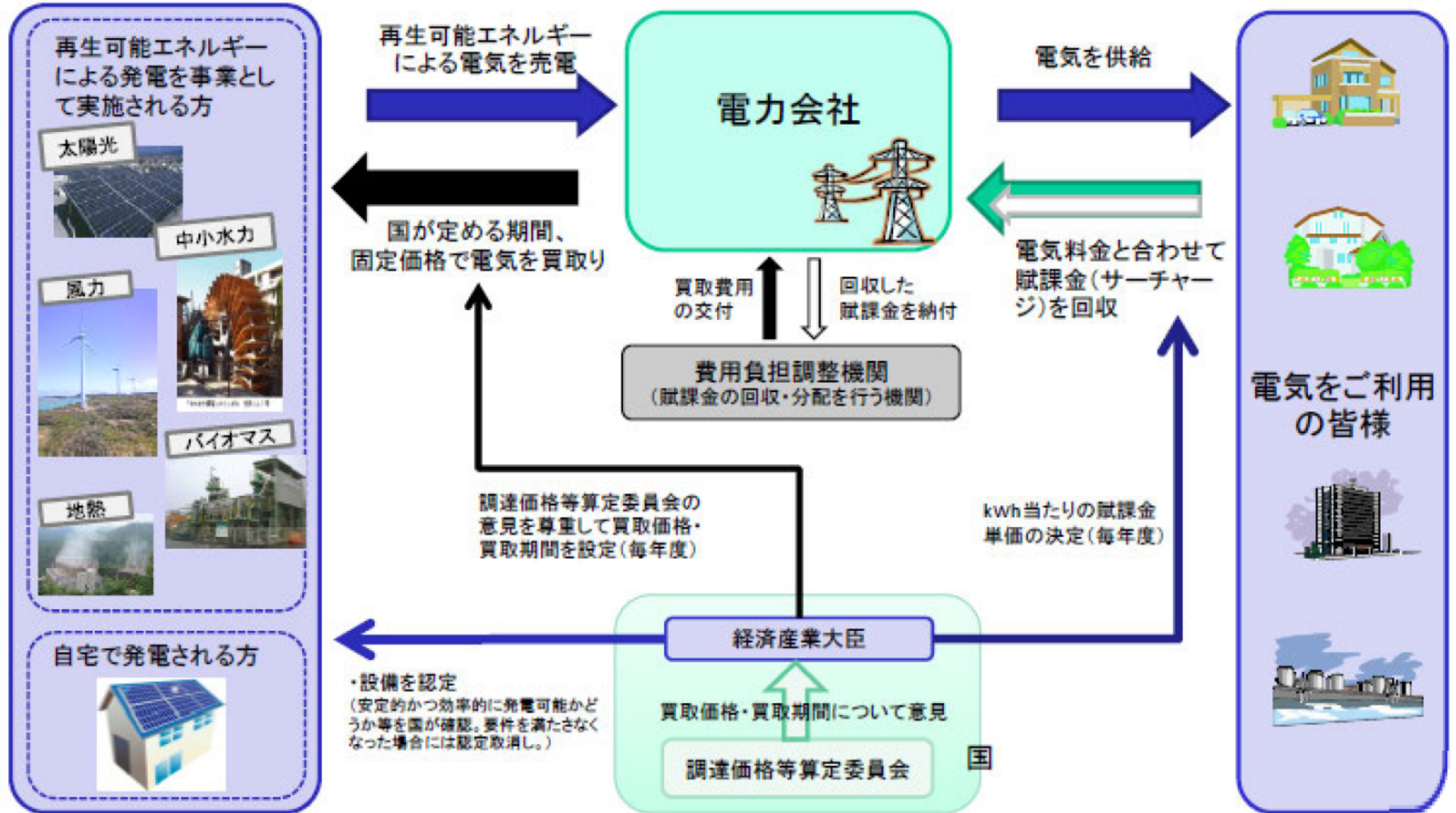
三重県太陽光発電施設の適正導入に係る ガイドラインについて

平成29年7月26日（水）

三重県雇用経済部
エネルギー政策・ICT活用課

FIT制度の導入

再生可能エネルギーの普及拡大を目的にFIT法施行（平成24年7月）

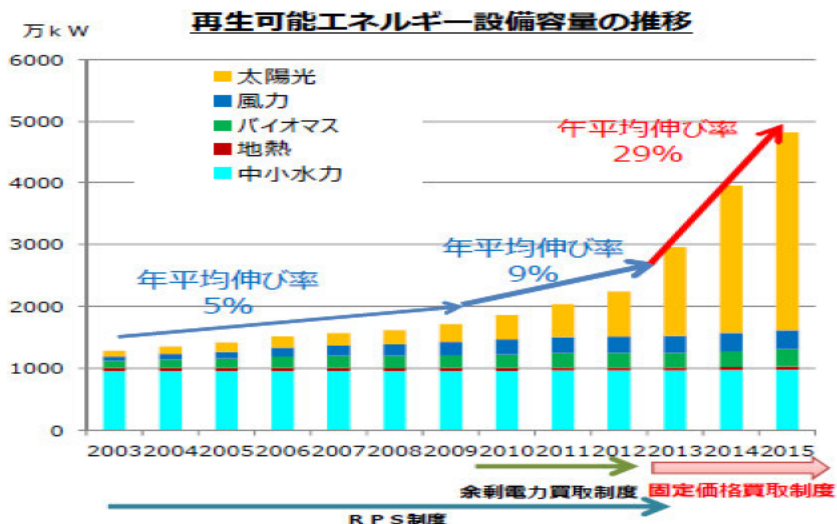


再生可能エネルギーの固定価格買取制度について（資源エネルギー庁、平成24年7月）より抜粋、一部加工

FIT制度の導入に伴う太陽光発電施設の増加

＜2016年11月末時点における再生可能エネルギー発電設備の導入状況＞

設備導入量（運転を開始したもの）								認定容量
再生可能エネルギー発電設備の種類	固定価格買取制度導入前	固定価格買取制度導入後						固定価格買取制度導入後
	平成24年6月末までの累積導入量	平成24年度の導入量 (7月～3月30)	平成25年度の導入量	平成26年度の導入量	平成27年度の導入量	平成28年度の導入量 (11月末まで)	制度開始後合計	平成24年7月～平成28年11月末
太陽光（住宅）	約470万kW	96.9万kW (211,005件)	130.7万kW (288,118件)	82.1万kW (206,921件)	85.4万kW (178,721件)	51.0万kW (103,536件)	446.1万kW (988,301件)	521.6万kW (1,141,119件)
太陽光（非住宅）	約90万kW	70.4万kW (17,407件)	573.5万kW (103,062件)	857.2万kW (154,986件)	830.6万kW (116,700件)	377.4万kW (50,629件)	2709.1万kW (442,784件)	7,567.2万kW (894,804件)



改正FIT法による制度改正について（資源エネルギー庁、平成29年3月）より抜粋、一部加工

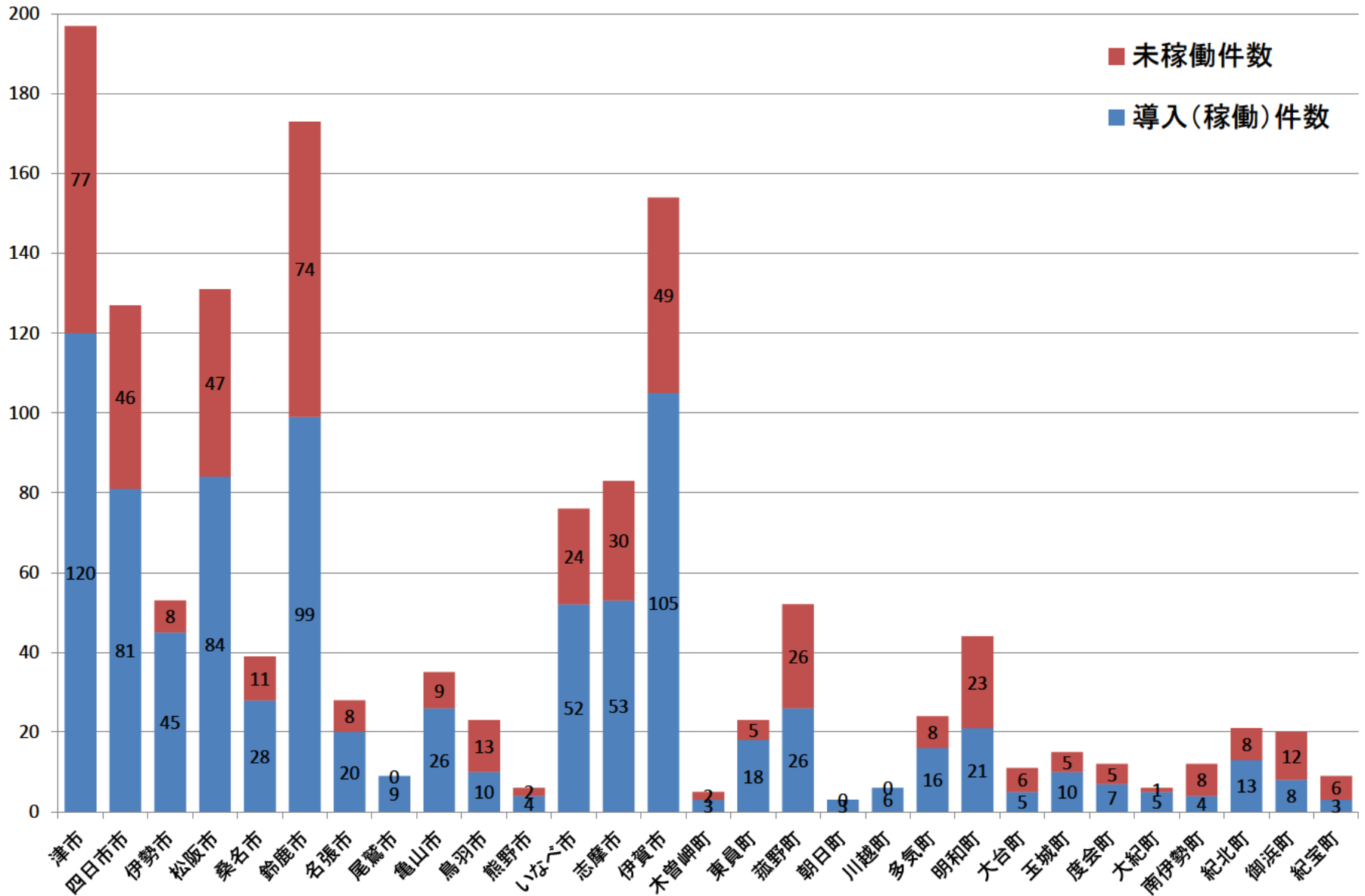
三重県内の太陽光発電施設導入状況

(平成29年2月末時点)

	FIT認定済みで 稼働済みの案件		FIT認定済みで 未稼働の案件	
	件数 (件)	容量 (kW)	件数 (件)	容量 (kW)
総数	62,072	1,263,286	17,044	1,591,735
出力10kW以上	15,198	1,062,541	13,248	1,573,400
出力50kW以上	886	708,506	513	1,112,758
出力1,000kW以上	212	451,430	138	966,750

資源エネルギー庁ホームページに掲載の数値を集計

市町別太陽光発電の認定件数 (出力50kW以上、平成29年2月末時点)



FIT法の改正について

2012年7月 固定価格買取制度開始

(制度開始後4年で導入量が2.5倍に増加)

顕在化してきた課題

太陽光に偏った導入

- ✓ 太陽光発電の認定量が約9割
- ✓ 未稼働の太陽光案件 (31万件)

国民負担の増大

- ✓ 買取費用は2016年度に約2.3兆円
- ✓ ミックスでは2030年に3.7~4.0兆円を想定

電力システム改革

- ✓ 小売自由化や広域融通とバランスを取った仕組み

改正FIT法：2016年5月成立、2017年4月施行

1. 新認定制度の創設

- 未稼働案件の排除と、新たな未稼働案件発生を防止する仕組み
- 適切な事業実施を確保する仕組み

2. コスト効率的な導入

- 大規模太陽光発電の入札制度
- 中長期的な買取価格目標の設定

3. リードタイムの長い電源の導入

- 地熱・風力・水力等の電源の導入拡大を後押しするため、複数年買取価格を予め提示

4. 減免制度の見直し

- 国際競争力維持・強化、省エネ努力の確認等による減免率の見直し

5. 送配電買取への移行

- FIT電気の買取義務者を小売事業者から送配電事業者に変更
- 電力の広域融通により導入拡大

再エネ最大限の導入と国民負担抑制の両立
エネルギーミックス：22~24%の達成に向けて (2030年度)

FIT法の改正について（新認定制度）

【認定申請から発電事業終了までの流れ】



<認定申請の流れ>

- 太陽光50kW未満以外
 - ① WEB上で申請情報を入力
 - ↓
 - ② 登録画面を印刷したものに必要な書類を添付
 - ↓
 - ③ 各経済産業局に発送
 - 太陽光50kW未満
 - ① WEB上で申請情報を入力
 - ↓
 - ② 添付書類をPDF等でアップロード
 - ↓
 - ③ 代行申請機関に登録
- ※接続同意を証する書類については、申請時点に必須としないため、接続契約締結前でも申請可能。
- ※変更手続についても、認定申請同様の流れで申請を行う。

<認定基準（新制度で追加される主なもの）>

1. 事業の内容が基準に適合すること
 - 適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること
 - 外部から見やすいように事業者名等を記載した標識を掲げるものであること（太陽光20kW未満除く）
 - 設置に際し要した費用、運転に要する費用、発電量等に関する情報について経済産業大臣に提供するものであること
 - 発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の設備の取扱いに関する計画が適切であること
 - （バイオマスの場合）発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること
 - （地熱の場合）地熱資源の性状及び量の把握を運転開始前から継続して行うことその他の必要な措置を講ずること
 2. 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること
 - 接続することについて電気事業者の同意を得ていること
 3. 設備が基準に適合すること ※ほぼ現行を踏襲
- （1～3共通）
関係法令（条例を含む）の規定を遵守するものであること

<地域と共生しつつ、長期安定的な発電を確保する仕組み>



FIT法の改正について（認定の審査基準①）

【分割禁止】

- **認定基準**：特段の理由がないのに一の場合において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと
- **審査基準**：①同一の地番又は地権者が同一（申請日の1年前まで遡って同一の場合※も含む）の一団の土地において他の認定事業計画がないこと、②隣接の地番で設置事業者又は保守点検及び維持管理の責任者が同一の他の認定事業計画がないこと
※平成29年度内に認定を取得する場合は、平成29年4月1日まで遡って同一の場合とする。
- **必要書類**：設備所在地の登記簿謄本（分割の疑義が生じた場合は、審査の過程で、分割疑義対象案件の登記簿謄本や当該案件との位置関係が分かる公図等を求める）

【保守点検及び維持管理】

- **認定基準**：再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること
- **審査基準**：①保守点検及び維持管理の責任者が明確であること、②保守点検及び維持管理の計画が明確であること

【設備の廃棄】

- **認定基準**：再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること
- **審査基準**：事業計画において廃棄費用が計上されていること

【標識の掲示】

- **認定基準**：外部から見やすいように再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること（太陽光発電設備20kW未満・屋根置きは除く）
- **審査基準**：設備配置図上で標識を掲示する場所が明示されていること
- **必要書類**：構造図（設備配置図）

FIT法の改正について（認定の審査基準②）

【土地の確保】

- **認定基準**：再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることと認められること
- **審査基準**：必要書類が揃っていること
- **必要書類**：土地登記簿謄本、他者所有地の場合は賃貸借契約書等（土地所有者の同意書でも可とするが、認定日の翌日から起算して180日以内に契約書等の確保を証する書類の提出を求め、提出がなければ認定取消しの対象に）

【関係法令の遵守】

- **認定基準**：関係法令（条例を含む）の規定を遵守すること
- **審査基準**：自治体に適用対象となる関係法令の確認をしていること
- **必要書類**：関係法令手続状況報告書

【バイオマスの安定調達】（バイオマス発電の場合）

- **認定基準**：発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること
- **審査基準**：燃料の調達方法が定量的な根拠又は具体的な方策に基づいているか、調達予定先となる全都道府県に説明を行っているか
- **必要書類**：燃料調達及び使用計画書（都道府県への説明が必須）、燃料供給者との協定書・契約書等

【地熱発電を継続的かつ安定的に行うための措置】（地熱発電の場合）

- **認定基準**：発電に利用する地熱資源の性状及び量の把握を当該設備を用いた再生可能エネルギー電気の供給を開始する前から継続して行うことその他の当該発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずるものであること
- **審査基準**：事業計画策定ガイドラインに沿った源泉モニタリング計画及び環境モニタリング計画が策定されていること
- **必要書類**：源泉モニタリング計画書（モニタリング実績を含む）、環境モニタリング計画書

事業計画策定ガイドライン

- 再生可能エネルギー発電事業者における適切な事業実施の確保を図るため、認定基準として規定される保守点検及び維持管理の実施や関係法令遵守等について具体化した考え方を示すとともに、法令の規制がかからない事項について適切な実施を促すものを記載するものとしている。

<ガイドライン記載事項の具体例（全電源共通事項）>

遵守事項		推奨事項 (法令の白地部分)
(FIT法独自の基準)	(関係法令に依拠する基準)	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体に対して計画を説明し、適用される関係法令・条例の確認を行う ■ 発電事業者名、保守管理責任者名、連絡先等の情報を記載した標識を掲示する ※旧認定取得者は新制度に移行した時点から1年以内に掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務等の関係法令及び条例を遵守して、適切な設計・施工を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 説明会の開催など、地域住民との適切なコミュニケーションを図る ■ 発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずる
<ul style="list-style-type: none"> ■ 柵堀の設置等の設置により、第三者が構内に立ち入ることができないような措置を講じる (事業用電気工作物については従来から電気事業法において義務) ※旧認定取得者は新制度に移行した時点から1年以内に柵堀等を設置する 		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 保守点検及び維持管理計画を策定し、これに則り保守点検及び維持管理を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気事業法に基づき、保安規程を策定し、選任した電気主任技術者を含めた体制とする 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間団体が作成したガイドラインを参考にし、保守点検及び維持管理を実施する
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに発電設備を処分 	<ul style="list-style-type: none"> ■ FITの調達期間終了後も設備更新することで、事業を継続する

<電源毎のピックアップ>

太陽光

- 民間ガイドライン等を参考とした、適切な保守点検及び維持管理の実施（電事法の一部の規制が適用されない50kw未満も対象）
- 民間ガイドライン等を参考とした、適切な設計・施工
- 周辺環境への反射、騒音等に対する適切な措置

風力

- 風況、落雷、着氷等の気象条件等についての事前調査の実施
- 適切な保守点検及び維持管理の実施（電事法の一部の規制が適用されない20kw未満も対象）

地熱

- 湧出量や温度等の推移を把握するための源泉モニタリングの実施
- 植生や家屋等への影響を把握するための蒸気の大気放散のモニタリングの実施
- 地元の自治体、地域住民、温泉事業者等との関係構築

バイオマス

- 燃料となるバイオマスを安定的に調達できる体制の構築
- 同一種類のバイオマスを利用している既存事業者への配慮

中小水力

- 水利使用に係る手続の適切な実施

県ガイドライン ①策定の背景

平成24年7月 FIT制度導入



全国的に太陽光発電の導入が大幅に増加



自然環境や景観との調和が地域課題として顕在化



- FIT法改正 (H29.4)
- 事業計画策定ガイドライン (H29.3)
- 県ガイドライン策定 (H29.6)

太陽光発電施設の設置に伴い、防災・環境・景観上の懸念が生じ、地域住民との関係外悪化する等
様々な課題が顕在化



- 事業者による計画の早い段階からの地域住民への情報提供
- 法令、条例の遵守
- 安全、安心な暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入
- 十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定を行うことが必要な区域の設定

県ガイドライン ③適用対象施設

- **三重県内**（隣接府県にまたがる場合を含む）に設置する**出力50kW以上**の太陽光発電施設

※建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く

※出力は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナ出力のいずれか小さい方の値

対象



出力50kW以上

対象外



県ガイドライン ③適用対象施設

- 県ガイドライン施行以前にFIT法の認定を受けた施設も対象
→ 5 (1) イ (ウ) 地域住民とのコミュニケーション以降
が対象となる。
→ **認定申請中**の案件については、**全ての項目が対象**。
- 機器メーカー、設計事業者など、太陽光発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、県ガイドラインを参考にしながら事業を行うことが望まれる。
- 出力規模に関わらず全ての太陽光発電施設（建築物に設置されるものを除く）について、発電事業者あるいは保守点検責任者の連絡先を明示した**標識の掲示**を行ってください。
- 市町が独自に太陽光発電施設の設置に係る条例、指導要綱、ガイドライン等を定めて取り組んでいる場合は、県ガイドラインは**原則、適用外**となる。

▶ 地域住民

太陽光発電施設の設置に伴い生活環境に著しく影響を受けるおそれのある住民（例 事業区域に隣接する土地・建物の所有者、周辺区域に居住する住民等）

▶ 不適切案件

関係法令、条例等の違反案件（是正処置中のものを除く）

県ガイドラインは、国のガイドラインに定める「適切な事業実施のために必要な措置」のうち、

- ① 事業者が実施する「遵守事項」、「推奨事項」に関する自治体との手続き
- ② 十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域の設定
- ③ 周辺環境への配慮事項

を中心に取りまとめ。

(企画立案時)

● 関係法令、条例の遵守

- **関係法令、条例の規定**に従い、土地及び周辺環境の調査を行うことが必要
- 必要な措置や手続き等について、**国、県、市町に確認及び相談**

(企画立案時)

- 十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域

①設置するのに適当でない区域

関係法令、条例の規定により開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されている区域や、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可を要する区域

（自然公園法における特別保護地区や特別地域、森林法における保安林、農地法における農用地区域など）

①設置するのに適当でない区域（例）

伊勢志摩国立公園（志摩市）



①設置するのに適当でない区域（例）

農用地区域（津市）



①設置するのに適当でない区域（例）

国史跡美旗古墳群
の馬塚古墳
（名張市）



(企画立案時)

- 十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域

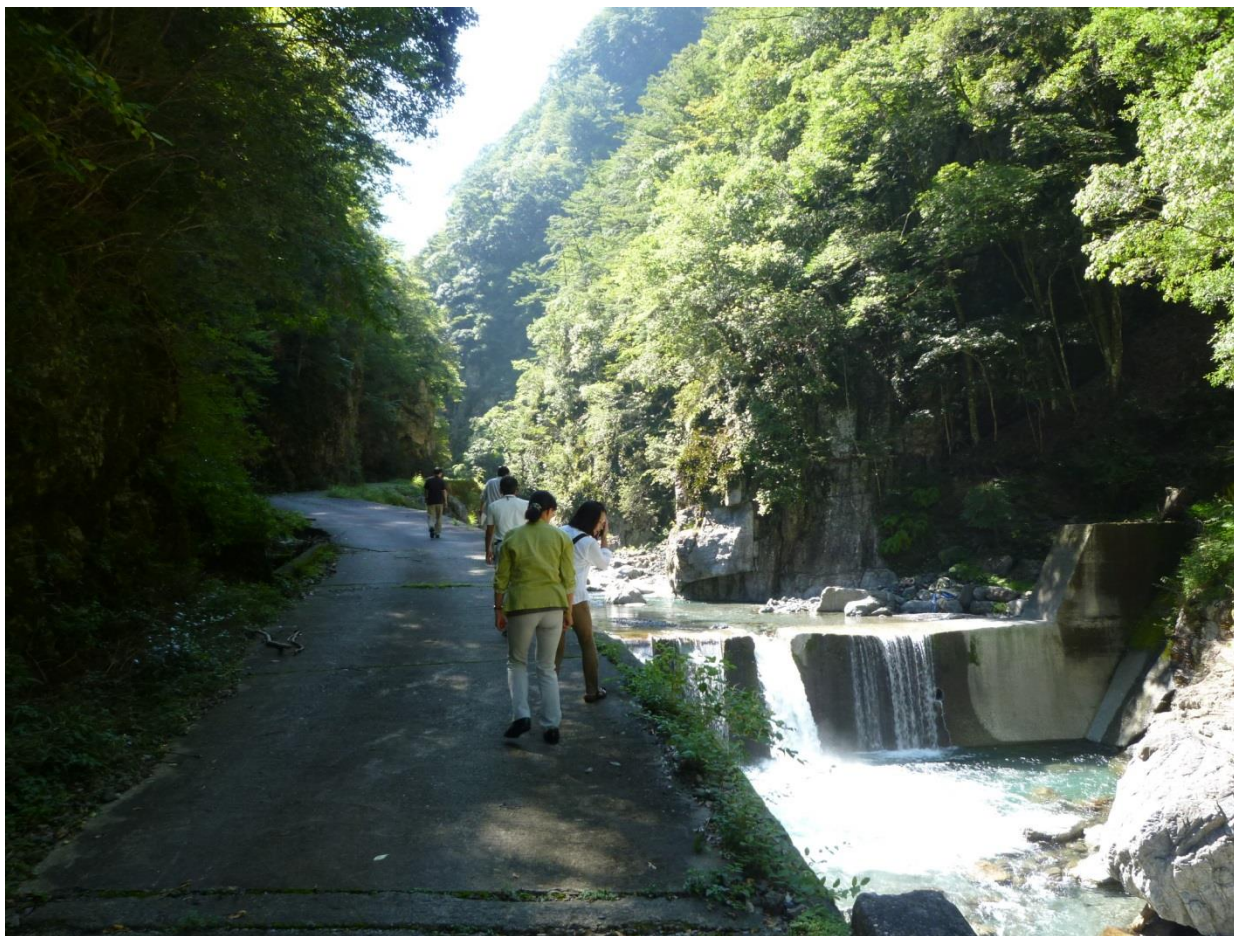
②設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

関係法令、条例の規定により防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可、届出を要する区域

(自然公園法における普通地域(面積等の条件)、
農地法における第2種農地、第3種農地など)

②設置するのに十分な検討や調整が必要な区域（例）

特定水源区域（大台町）



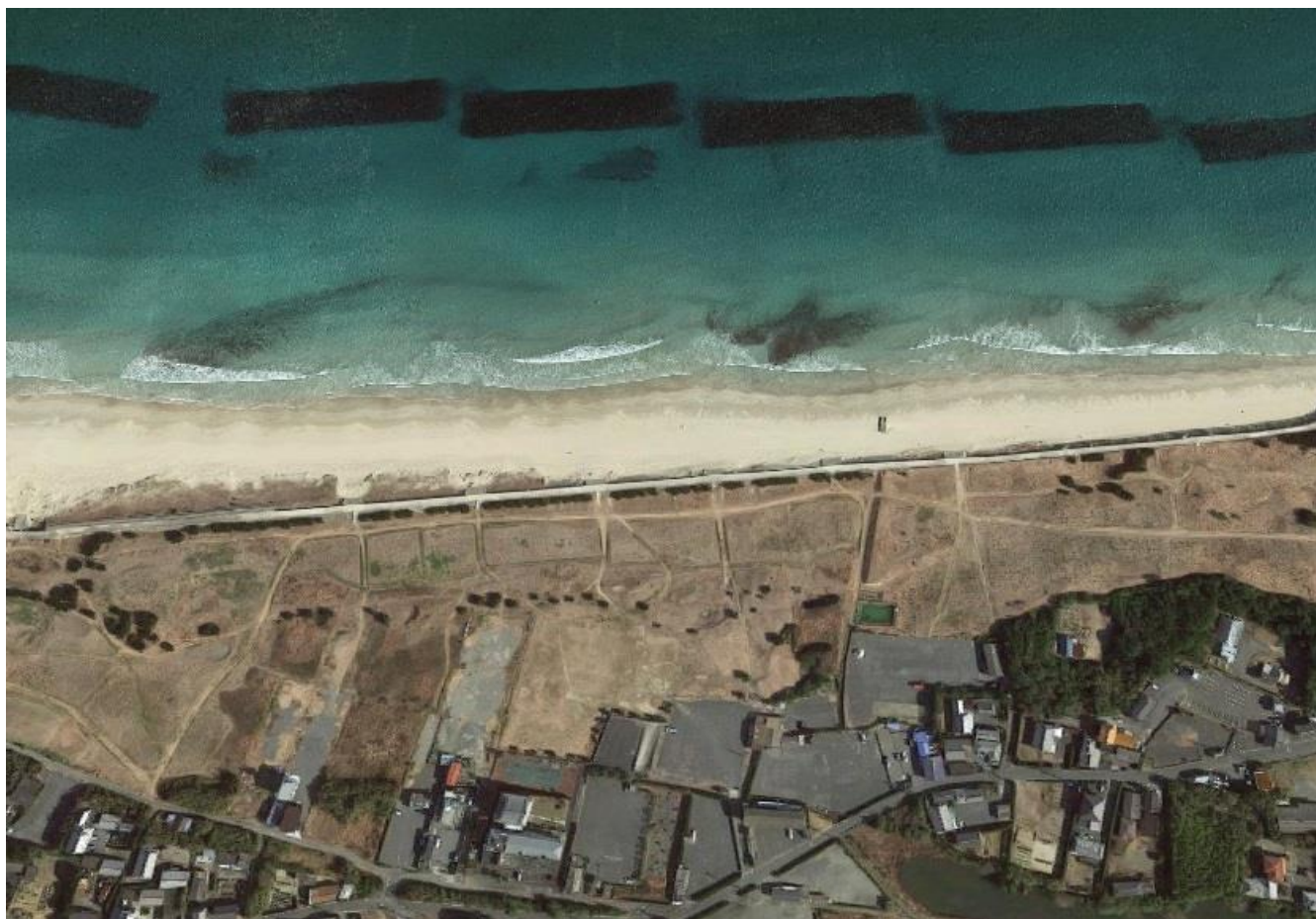
②設置するのに十分な検討や調整が必要な区域（例）

河川区域（四日市市）



②設置するのに十分な検討や調整が必要な区域（例）

海岸保全区域（志摩市）



②設置するのに十分な検討や調整が必要な区域（例）

港湾隣接地域（松阪市）



(企画立案時)

- 十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域

③ ①②の区域外

①②の限定された区域以外であっても、土地の選定にあたっては、「太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧」を参考に、十分な検討や調整を行う必要があります。

地域住民の生活環境に直接影響のある地域では、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行ってください。

(企画立案時)

●事業概要書の提出

事業計画の早い段階で、県担当課及び施設の設置を計画している市町担当課へ事業概要書を提出してください。

(記入事項)

- 施設設置予定場所
- 事業予定地の面積
- 事業予定地の登記地目
- 土地所有者名
- 発電事業者名
- 総発電出力
- 事業認定申請予定年月
- 設置工事着手予定年月
- 運転開始予定年月
- 事前説明を予定している地域
- その他（位置図、配置図等）
など

主要事項に変更があった場合は、再提出をお願いします。

(企画立案時)

- 事業概要書の提出
 - ・原則、提出先への持ち込みとしますが、郵送、電子メール、ファックスも可とします。※原本は郵送してください。
 - ・事業概要書提出時に聞き取りを行います。（郵送等の場合は、電話等で聞き取りを行います。）
 - ・事業概要書提出後も、事業認定申請予定時期など、各段階において聞き取りを行います。

県ガイドラインの概要（事業概要書の提出）

- 事業計画の早い段階**で、県担当課及び施設の設置を計画している市町担当課へ**事業概要書**を提出するよう求めます。（原則、提出先への**持ち込み**としますが**郵送、電子メール、ファックス**も可とします。**※原本は郵送**してください。）
- 事業概要書提出時に**聞き取り**を行います。（郵送等の場合は、電話で聞き取りを行います。）
- 事業概要書提出後も、事業認定申請予定時期など、**各段階**において**聞き取り**を行います。

様式

年 月 日

住所

事業者名

印

事業概要書

○ 本事業概要書は、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、三重県内で固定価格買取制度により「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を受ける予定の出力 50kW 以上の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）の設置を計画している事業者の方が作成するものです。

○ 下記事業概要に必要な事項を記入の上、事業計画の早い段階で、県担当課及び施設の設置を計画している市町担当課（太陽光発電施設が複数の市町にまたがる場合は、関係する全ての市町）へ提出願います。県担当課は、本事業概要書に基づき運転開始時までの期間、定期的に進捗状況の確認をさせていただきます。

○ 太陽光発電施設の設置予定場所の位置図、配置図を添付してください。

【事業概要】

内 容		記入年月日	年 月 日
1	施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合は全て記入）		
2	事業予定地の面積（㎡）		
3	事業予定地の登記地日 （複数ある場合各々の地日と面積（㎡）を記入） ※現況地日が登記地日と異なる場合は、右欄に現況地日を記入してください。		
4	土地所有者名		
5	発電事業者	事業者名	
		代表者名	
		住 所	
		電話番号	
		担当者名	
6	緊急連絡先		
11	総発電出力（kW）		
12	事業認定申請予定		年 月
13	設置工事着手予定		年 月
14	運転開始予定		年 月
15	事前説明を予定している地域		

※事業概要書の提出後に、上記事業概要の主要事項（1～11）が変更となった場合には、事業概要書を修正のうえ、再度提出してください。

※提供いただいた情報は、必要に応じ、市町、県、国の間で共有させていただきます。

また、地域住民への説明の際は、本事業概要書に基づき説明を行ってください。

(企画立案時)

●チェックリスト

三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン チェックリスト

区分		内容	回答欄
設計・施工時	土設 地備 、の 発設 電計	関係法令、条例の規定に従った土地開発の設計を行った。	<input type="checkbox"/>
		防災、環境保全、景観保全を考慮した土地開発の設計を行った。	<input type="checkbox"/>
		関係法令、条例の規定に従った発電設備の設計を行った。	<input type="checkbox"/>
		防災、環境保全、景観保全を考慮した発電設備の設計を行った。	<input type="checkbox"/>
	施 工	関係法令、条例の規定に従った施工を行った。	<input type="checkbox"/>
		設置工事に伴う資材や廃棄物等について、周辺に影響がないよう関係法令、条例等に従い、適切に処理した。	<input type="checkbox"/>
	周辺環境 への 配慮	太陽光モジュールからの反射光が周辺環境を害することがないよう、措置を講じた。	<input type="checkbox"/>
		騒音対策を行った。(内容:)	<input type="checkbox"/>
		電磁波対策を行った。(内容:)	<input type="checkbox"/>
		その他、地域住民の良好な生活環境を守るための措置を講じた。 (内容:)	<input type="checkbox"/>
		発電事業者あるいは保守点検責任者の連絡先を明示した標識を掲示した。	<input type="checkbox"/>
		太陽光発電施設の周囲に柵塀などを設置した。	<input type="checkbox"/>
保 維 守 持 点 管	事業計画認定申請時に提出した保守点検、維持管理に係る実施計画に則り、保守点検、維持管理を行っている。	<input type="checkbox"/>	

(企画立案時)

●市町への相談

- 配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催、個別訪問など具体的な対応方法について相談
- 防災、環境保全、景観保全等の観点から影響が懸念される場合は、近接する市町に対しても、設置場所の市町と同様に相談

(企画立案時)

●地域住民とのコミュニケーション

- 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図る
- 事業概要書等を用い、地域住民に説明
- 隣接する水路等への排水や土砂流出について、事前に水路管理者に相談
- 事業計画や排水、土砂流出などについて説明を求められた場合は、事業計画の早い段階で地域住民へ説明
- 要望、苦情、懸念等に対する誠意をもった対応

(設計・施工時)

●周辺環境への配慮

- 地域住民に与える騒音、電磁波、反射光等の影響を考慮し、地域住民の良好な生活環境を害することのないよう、適切な措置を講ずる
- 標識の掲示
- 太陽光発電施設の周囲に柵塀などを設置

標識のイメージ

↑ 25cm以上 ↓	固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
	再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
		名称	霞ヶ関発電所
		設備ID	DXXXXXXXX15
		所在地	東京都千代田区霞が関△番地
		発電出力	150.0 kW
	再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
		住所	東京都千代田区霞が関○番地
		連絡先	XX-XXXXX-XXXXX ←
	保守点検責任者	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
連絡先		XX-XXXXX-XXXXX ←	
運転開始年月日		平成29年X月○日	
← 35cm以上 →			

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

(運用・管理時)

●保守点検・維持管理

- 事業計画の認定申請時提出した保守点検、維持管理に係る実施計画に則り保守点検、維持管理を実施
- 発電性能の維持に関する作業（除草時の除草剤利用等）を実施するに当たり、地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように努める

(運用・管理時)

●非常時の対処

- 発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合の速やかな対応
- 地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、市町及び地域住民へ速やかに連絡（非常時連絡先の事前連絡）
- 被害防止又は被害拡大防止のための措置
- 被害が発生し、損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応

(運用・管理時)

●周辺環境への配慮

- ・防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が計画どおり適切に実施されているかを随時確認
- ・事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響を管理
- ・防災、環境保全、景観保全の観点から、計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うよう努める

(撤去・処分時)

●撤去・処分等

- ・廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、**事業終了後**、可能な限り**速やかに**撤去・処分
- ・第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、**適切な措置**
- ・県、市町、地域住民と合意した事項がある場合は、当該事項に従い**責任をもって対応**

●廃止届の提出

- ・写しを**県、市町に提出**

（県の役割）

- 県ガイドラインの周知
- 事業者からの相談への対応
- 市町、事業者からの求めに応じた助言等
- 廃止届の写しの受け取り
- 関係法令、条例等の違反が疑われる場合の対応

（市町の役割）

- 事業者からの相談への対応
- 廃止届の写しの受け取り

（不適切案件等の公表）

- 不適切案件（関係法令、条例等の違反案件）の概要と地域住民等からの相談件数等を定期的にホームページ上に公表します。

（固定資産税の申告）

- 太陽光発電施設の設置後は、固定資産税の申告を市町の窓口で適切に行う必要があります。

ご静聴ありがとうございました。